

政令第 号

温泉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十八条第三項及び第三十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

温泉法施行令（昭和五十九年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

「温泉法（以下「法」という。）」を「法」に、「第二十九条第一項（法第二十七条第二項）を「第三十条第一項（法第三十一条第二項）に、「第三十条第一項（」を「第三十四条第一項（」に、「第三十一条第一項（」を「第三十五条第一項（」に改め、第一号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、第七号中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を第九号とし、第六号中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号を第八号とし、第五号中「第二十九条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第二十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号を第七号とし、第四号中「第二十七条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号を第六号とし、第三号中「第十四条第四項及び第二十七条第二項」を「第十八条第五項及び第三十一条第二項」に改め、同号を第五号とし、第二号中「第十四条第

三項」を「第十八条第四項」に改め、同号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第十五条第四項において準用する法第四条第三項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更に関する事務

三 法第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による承認に関する事務

本則を第二条とし、同条に見出しとして「（政令で定める市の長による事務の処理）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（温泉成分分析を受けるべき期間）

第一条 温泉法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から十年以内とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十一号。以下「改正法」という。）

（）の施行の日（平成十九年十月二十日）から施行する。

(温泉成分分析に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に改正法による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定による掲示が、同条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析(改正法附則第二条第一項の規定により旧法第十四条第二項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなされる温泉の成分についての分析及び検査を含む。以下「旧法の温泉成分分析」という。)の結果に基づかないでされていた場合又は分析及び検査を受けた日が明らかでない旧法の温泉成分分析の結果に基づいてされていた場合においては、当該掲示に係る温泉に関しこの政令の施行後最初に受けるべき改正法による改正後の温泉法第十八条第二項の温泉成分分析に係る同条第三項の政令で定める期間は、この政令による改正後の温泉法施行令第一条の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までとする。